

○七尾市競争入札参加資格審査申請書提出要綱

平成21年1月20日

告示第6号

七尾市競争入札参加資格審査申請書提出要綱(平成19年七尾市告示第3号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う競争入札に参加する者に必要な資格及び審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 測量等 建設工事に係る測量、建築設計、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント等をいう。
- (3) 物品等 物品、車両等の販売及び修理、印刷、製本をいう。
- (4) 役務の提供等 施設の清掃、警備、ねずみ昆虫防除、空調設備保守、消防設備保安点検、自家用電気工作物保安、システム保守及び車両の運行管理等をいう。
- (5) 申請書 市長が指定する競争入札参加資格審査申請に必要な書類をいう。

(申請書を提出できる者の要件)

第3条 申請書を提出できる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない。
- (2) 申請書を提出する直前までに納期限の到来した国税及び地方税を完納している。
- (3) 審査基準日の直前決算において、引き続き1年以上申請業種に係る事業を営み、かつ、当該申請業種について受注高がある。
- (4) 法令等により、営業に関し必要な認可、許可又は登録等を受けている。
- (5) 市長が別に定める競争入札参加資格審査のための書類等を提出できる。
- (6) 上記のほか、市長が別に定める要件を満たしている。

2 建設工事については、前項の要件に加え、次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けており、かつ、法第27条の23第2項に

規定する経営事項審査を受け、当該審査の結果について、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしている者

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者

(資格審査等)

第4条 前条に規定する要件に該当し、競争入札参加資格の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、申請書を市長に提出し、当該審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書に基づき競争入札参加資格の審査を行い、当該審査結果を申請者へ通知しなければならない。

(受付期間)

第5条 申請者は、市長が別に定める受付期間(七尾市の休日を定める条例(平成16年七尾市条例第3号)第1条に規定する日を除く。)内に、申請書を提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に関わらず、市長から申請書の不備等を理由とした書類の再提出等を求められた場合は、遅滞なく書類等の再提出等を行わなければならない。

(提出方法等)

第6条 申請書の提出方法は、持参又は郵送とする。

2 前項の規定により郵送で申請書が提出された場合において、当該申請書の内容等に不備があったときは申請書を申請者へ返送するものとする。この場合において、当該返送に係る費用は申請者の負担とする。

(競争入札参加資格者)

第7条 第4条第1項の規定による審査を受け、適正と認められた者は、競争入札参加資格者とするとともに、競争入札参加資格者名簿に登載する。

(有効期間)

第8条 競争入札参加資格の有効期間については、市長が別に定める。

(内容変更)

第9条 競争入札参加資格者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、市長にその旨を記載

した書類に当該変更内容を証する書類等を添付し、遅滞なく届出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出の遅延及び届出がないこと等を理由として、競争入札参加資格の取消し又は指名停止措置等を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の際、現に旧告示に基づく競争入札参加資格を有する者の資格の有効期限は、平成21年3月末日までとする。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。